

## 加古川市青少年活動事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 5 日  
教育指導部長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は地域における青少年活動の推進を目的として、青少年活動を行う団体に対し、予算の範囲内において加古川市青少年活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象団体)

第 2 条 補助金の交付申請をすることができる団体は、次に該当する団体とする。

- (1) 加古川市少年団指導者協議会に加入している団体
- (2) 団体の所在地が市内にあり、市内での青少年活動を継続的に実施している団体
- 2 前項の規定にかかわらず、団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。
  - (1) 団体の運営に関する規約等を定めていない団体
  - (2) 暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号（以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）
  - (3) 暴力団又は暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有する団体
  - (4) 営利を目的として活動を行う団体
  - (5) 宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する活動を行う団体

### (補助対象となる事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業は、次のいずれにも該当する活動とする。

- (1) 市内に居住する小学生を対象とし、集団で行われる青少年活動（青少年の健全な発達を促し豊かな人間性を育むことを目的に行われる、ボランティア活動、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動、自然活動など）であること。
- (2) 活動の対象範囲が小学校区以上であること。
- (3) 50 人以上の参加申込が見込める活動であること。
- (4) 補助金の申請を行う団体が主催する活動であること。
- (5) 本市の他の補助又は助成を受けていない活動であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める活動は、補助金の対象とすることができる。

### (補助対象となる経費)

第 4 条 補助の対象となる経費は、前条に定める補助事業の実施に直接必要と認められる経費のうち、別表 1 に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、荒天等のやむを得ない事情により補助事業が実施できないときは、市長が認めた経費については、補助の対象とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から参加者から徴収した会費その他収入を差し引いた額に1/2を乗じた額とする。ただし、1団体につき10万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「補助申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体概要書

(4) その他市長が必要と定める書類

2 補助申請者は、前項に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から当該年度の3月31日までとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第6条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。

4 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を付すことができる。

5 市長は、前各項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付・不交付決定書(様式第2号)により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた団体(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、遅滞なく補助事業変更(中止)申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止の承認又は不承認を決定し、補助事業変更（中止）承認・不承認決定書（様式第4号）により、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、収支に関する帳票その他補助事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（1）事業実施報告書

（2）収支報告書

（3）その他市長が必要と定める書類

2 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

4 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金等の額が、第8条第1項の規定により交付の決定をした補助金等の額（第9条第2項の規定により補助金等の額の変更を承認した場合にあっては、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者が前条による交付額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、若しくは補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定

取消通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前2項に規定する返還の命令は、補助金返還命令書（様式第10号）により行うものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第4条関係）

経費区分	補助金の対象となる経費
報償費	講師への謝礼（団体の構成員に対するものを除く。）
交通費	公共交通機関の交通費、バス借り上げ費用
消耗品費	1件10,000円未満の消耗品
食糧費	飲料（酒類を除く。）、調理を伴うイベントの食材費
印刷製本費	チラシ等の印刷製本費
通信運搬費	郵送代
委託料	活動の一部の作業に対する委託費
手数料	振込手数料、活動保険料（個人に対する保険は除く。）
使用料及び賃借料	施設入場料、会場使用料、機器使用料、コピー代
修繕費	用具等の修繕費（当該活動により破損したもので、1件10,000円未満のものに限る。）
その他	事業実施に必要であると特に市長が認めるもの